

4 いすみの苑ふれあいヘルプ事業所

基本方針

住み慣れた地域で本人らしく生活できるよう訪問介護員の資質向上、事業者と連携を強化をし、チームケアに取り組みます。訪問介護員の資質向上や健康・事故防止に留意し、感染対策の徹底を図りながら事業を継続し、利用者が質の高い生活を維持できるよう取り組みます。

重点的取組

	重点課題	取組方針	目標
訪問介護員の資質・専門性の向上	個々の専門性を高め事業所全体の資質向上・サービスの安定を図る。	個々の課題に合わせた指導を行うと共に事業所全体の研修を計画的に行い年度末には検証をする。	①月1回全体会研修の実施 ②年1回の自己評価の実施
事故防止の取り組み	要介護者のみならず援助者の事故防止に努める。	①ヒヤリハットの情報を共有、検証を行う。 ②利用者にあった適切な介助方法を行う。	①月1回全体会議にてヒヤリハットの検証を行い、事業所としての対応、方向性を共有する。 ②ケアの統一化を図る。
事業継続の取り組み	感染症及び災害時においても事業が継続できるよう取り組む。	事業継続の指針を策定し、シミュレーションや見直しを行う。	①シミュレーションを年1回以上行う ②利用者の生活が継続できるよう居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと連携する。
虐待防止に関する取り組み	虐待防止に努める。	虐待防止に関する指針をもとに、迅速かつ適切に対応する。	①年2回虐待防止に関する研修を行う ②介護者による虐待防止のため、適切ケア・不適切ケアの考え方を浸透させる。
連携の強化	サービス事業者間での連携を強化し、利用者が健やかに生活できるよう取り組む。	在宅連携会議にて課題を抽出し、利用者本位のサービスとなるよう取り組む。	①在宅連携会議の参加 ②サービス担当者会議における課題及び対応の提案を図る。

事業内容

(1) 契約

サービス開始に際して、利用者及びその家族に対して重要事項及び個人情報の取り扱いについて説明し、同意を得たうえで契約書を取り交わしサービスを開始します。

(2) 訪問介護計画書の作成

居宅サービス計画書に基づき、利用者の状況を把握・分析し、在宅生活に必要な支援を的確に捉え目標を明確にし訪問介護計画書を作成します。

(3) サービス実施状況の評価及びモニタリングの実施

- ①訪問介護計画書の実施状況及び目標の達成度を評価し、サービスの適正化に努めます。
- ②提供されているサービスに変更の必要性があると判断される場合には、速やかに関係事業所や家族と協議を行い、サービスの適正化に努めます。

(4) 連携

- ①サービスの実施状況、心身状況、生活状況の把握し医療や福祉、関係事業所と連携を図り利用者の在宅生活の維持、支援に努めます。
- ②利用者家族との連絡を密にし情報を共有し相互協力を進め、サービスの充実と持続性を確保します。
- ③ケアカンファレンスや事業所合同会議において情報を共有し、ケアを統一しチームケアに取り組みます。
- ④緊急時には、家族、関係事業所、医療機関等と連携し、迅速に対応します。

(5) サービスの質の向上

- ①毎月1回、職員全体の研修を行うと共に職員個々の資質向上のため、個別指導を行います。
- ②年1回自己評価を行い業務の振り返り、改善を行うPDCAを構築し、介護職員の専門性及び技術向上に努めます。
- ③虐待防止・身体拘束廃止及び適切な介護サービスの提供のため、月2回以上の虐待防止・身体拘束廃止に関する研修を行います。

(6) 継続的な支援

- ①事故防止、再発防止につとめます。
- ②災害時・感染症まん延に伴う事業継続計画を策定し、シミュレーションや研修、策定の見直しを定期的に行い、事業継続に取り組みます。
- ③感染症対策において、介護職員の感染予防の徹底に努めます。また、利用者及び同居家族が関係事業者と連携し、利用者の生活の質が維持できるよう支援します。

会議・委員会	実施日	構成員
事業所内会議	月1回	係長 サービス提供責任者・訪問介護員
ケース会議	適宜	担当訪問介護員 サービス提供責任者
サービス検討	適宜	1日1回
委員会については施設 委員会に準ずる		

職員研修計画

4月	ヘルパー業務の留意事項と心構え・個人情報に関する研修
5月	適切ケアと不適切ケアについて（虐待防止・身体拘束廃止）
6月	事故防止の取り組み・災害時のシミュレーション
7月	認知症ケアと意思決定支援について
8月	熱中症などの夏の体調管理・緊急時の対応
9月	事例検討から学ぶハラスメント・虐待防止に関する研修
10月	事例検討
11月	感染症に関する研修
12月	年末年始の稼働・緊急時体制について
1月	介護保険制度の動向について
2月	次年度契約について
3月	今年度の総括・自己評価